

# 令和3年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

令和3年6月

三重県

《子ども・福祉部 抜粋版》

（数値更新）

# 令和3年版 成果レポート(案)

## 【目次】

### 第2章 施策の取組（子ども・福祉部主担当 6施策）

	頁
131 地域福祉の推進	1
132 障がい者の自立と共生	7
133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	13
231 県民の皆さんと進める少子化対策	17
232 結婚・妊娠・出産の支援	21
233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	25

(参考) 用語説明 . . . . . 31

※ 本文中、「\*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、策定等に向けた取組は着実に進んでいること、副指標は目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域福祉計画を策定している市町数		19市町	0.95	21市町		29市町
	18市町	18市町				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数					
3年度目標値の考え方	三重県地域福祉支援計画*の理念である包括的な支援体制の整備を盛り込んだ市町の計画づくりを支援しながら、着実に策定市町数を増やしていくため、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
40歳未満の自殺死亡率		13.6 (元年度)	1.00	13.1 (2年度)		12.1 (4年度)
	14.2 (30年度)	9.1 (元年度)				
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数		9,376件	1.00	9,714件		10,426件
	8,736件 (30年度)	16,242件				
ヘルプマークを知っている県民の割合		70.0%	1.00	75.0%		85.0%
	67.0%	81.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,105	14,110	6,768		
概算人件費		501			
(配置人員)		(55人)			

### 令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町における地域福祉計画の策定や包括的な支援体制の整備に向けて、地域課題に係る意見交換や情報共有を図るため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、18市町に対して個別訪問を行いました。今後とも計画策定に向けた市町への働きかけや策定支援を行っていく必要があります。
- ②高齢または障がい有する矯正施設入所者が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行いました。今後とも矯正施設退所者等の社会復帰および地域生活への移行・定着を支援していく必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での対面による監査が困難となる中でも、情報発信の促進、選択と集中、効率・効果的な手法などを柱として、「新たな日常」に対応した指針である「新しい福祉監査のカタチ」を取りまとめ、社会福祉法人などにおいて適正な運営等が図られるようオンライン監査や業務改善などによる適正な監査を実施しました。今後も、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率・効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設等に対して第三者評価の受審を促すとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めました。今後とも福祉サービスの質の向上に向けた取組や適切な体制の整備が必要です。
- ⑤災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、適切に支援できるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T\*)」のチーム員の募集や養成研修を実施しました。その結果、養成研修を修了した45名がチーム員として登録され、9チームの三重県DWA Tが組成されました。今後とも災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWA Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営の支援や広域受援体制の整備などを行う必要があります。
- ⑥市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組み、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を支援しました。養成研修の中で実施した包括的支援体制整備に係る県内モデル事業の実践報告・意見交換会では、取組を検討している市町から、このような研修を継続してほしいという声もあるため、今後ともニーズを的確に捉え、市町における円滑な実施を支援していく必要があります。
- ⑦地域の民生委員・児童委員の活動については、地域住民の抱えるさまざまな課題への対応に加え、コロナ禍での活動により負担感や困難さが増しているため、その組織活動などを支援しました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

- ⑧ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策に係る庁内の横断的な連携および情報共有を図るため、11月に関係部局で構成する庁内検討会議を設置しました。また、県内におけるひきこもりの現状を把握するため、相談支援機関に対するアンケート調査を実施し、その一端を掴むことができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、ひきこもりがこれまで以上に深刻な課題に発展する可能性があるため、産官学民が分野を超えて連携し、市町への側面支援と専門的支援を連動させ、地域における支援体制づくりを進めていく必要があります。また、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方や家族への専門相談や家族教室・家族のつどいを実施するとともに、ひきこもり支援者スキルアップ研修やひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、支援の強化に取り組みました。精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターのさらなる機能強化が必要です。
- ⑨関係機関・団体等と連携しながら、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、市町自殺対策計画の取組の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を新たに開設するとともに、自殺予防電話相談の対応時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。引き続き、計画的な自殺対策の推進が必要です。
- ⑩生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」において、生活に困窮する方からの相談が増加（令和2年度新規相談件数541件：前年度比約4.6倍）したことから、相談支援員を1名増員するなど相談体制を強化し、生活困窮者自立支援法に基づく取組による支援や生活福祉資金の貸付、食料支援等の必要なサービスにつなげるなど、相談者の自立支援を行いました。さらに、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等に対して、関係機関と連携し、アウトリーチ\*支援員の訪問による相談支援に取り組みました。今後とも相談者に寄り添った支援を継続するとともに、適切な支援を行っていく必要があります。
- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの意識醸成に向けた学校出前授業等を実施するとともに、「おもいやり駐車場」について、事業者等に対して設置に係る協力依頼や適正利用に関する啓発などを実施しました。また、ヘルプマークを普及・啓発するため、クラウドファンディングの活用や必要とされる方へのヘルプマークの配布を行うとともに、コロナ禍で接触機会の低減が求められる中、高校生との連携によるヘルプマークに関する動画作成および映像配信等を行いました。コロナ禍において、障がい等の特性による行動を周囲から誤解されるなど、日常生活への不安や困難が顕在化したことから、より一層「おもいやりある行動」を広げ、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図っていく必要があります。
- ⑫公共的施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。特に、昨年度の現地調査等をふまえ、県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針（「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」）を作成のうえ、公表しました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化（6駅）を支援しました。今後とも事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設の整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。

⑬県戦没者追悼式を開催するとともに、式典の様子を県HPに公開することで、新型コロナウイルス感染症の影響により参列できなかった方々を含めた幅広い御遺族の皆さんに対して、追悼の機会を設けました。また、県遺族会による沖縄「三重の塔」慰霊式の開催を支援しました。今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していくとともに、「三重の塔」での慰霊式の開催を継続していく必要があります。

「地域福祉計画を策定している市町数」（主指標）については、新たに計画を策定した市町はなく、目標は達成できませんでした。しかしながら、策定済みの4市町で包括的な支援体制の整備を盛り込んだ計画に改定されるとともに、策定済みの3市町においても現在作業が進められています。また、地域別意見交換会や個別訪問を実施した結果、新たに計画策定に向けた検討を開始した市町もあり、地域共生社会の実現に向けた取組は着実に進んでいます。今後とも市町の提案等をふまえ、相談支援包括化推進員等の人材養成研修の企画・実施や情報共有、意見交換等により連携を深めながら、包括的な支援体制の構築に向けて、市町における地域福祉計画の策定が着実に進められるよう支援していきます。

**令和3年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 中村 徳久 電話:059-224-2317】**

- ①市町における地域福祉計画の策定を促進するとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、市町における包括的な支援体制づくりを支援します。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力に不安のある高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町と連携しながら進めます。
- ②犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画\*」に基づき、高齢または障がい者を有することにより福祉サービス等が必要な矯正施設退所予定者が、退所後円滑に地域生活に移行し安定した生活を送れるように支援するなど、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、これまで対面・現地で行ってきた指導監査に加え、「オンライン監査」「Web会議」等を組み合わせることで、時間や人的資源を有効に活用し、質を確保しながら効率的・効果的な指導監査を実現します。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。
- ⑤早期に三重県DWA Tを派遣できる体制を強化するため、関係福祉団体等と連携して三重県DWA Tチーム員のさらなる募集、研修、訓練を行うとともに、一般的な避難所での生活が困難な要配慮者への福祉支援の提供に向けて、市町が行う福祉避難所の確保・運営体制の整備・人材育成や、社会福祉施設等における事業継続計画（BCP\*）の策定などを支援します。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民の皆さん等への災害福祉支援活動の周知を行います。
- ⑥高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等が社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材の養成など、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、生きづらさを抱える方の増加が懸念される中、ICT等を活用し民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行えるよう取り組みます。

- ⑧ひきこもりに関する総合的な支援を推進するため、民生委員・児童委員に対するアンケート調査や新たに設置する外部有識者を含めた検討委員会での議論等をふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。また、庁内の組織体制を強化し、市町における多職種連携に向けた体制づくりや相談支援体制の充実、社会参加・就労支援の充実に向けた取組を進めます。さらに、ひきこもり地域支援センターに支援員を設置し、より一層訪問支援や人材育成の取組を推進するとともに、市町等との連携強化を図り、ひきこもりの方や家族が身近な地域で支援が受けられるよう体制構築を進めます。
- ⑨関係機関・団体等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組むなど、計画的に自殺対策を推進します。また、各市町の実情に応じた自殺対策が実施されるよう、市町担当者の人材育成等に取り組めます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのつながりが希薄になった方が悩みや不安を抱えたときに相談することができるよう、ICTの活用により相談窓口を案内するとともに、若者にとってより身近なツールであるSNSを活用した相談体制を整備します。加えて、若者の視点を反映した効果的な自殺対策に取り組めます。
- ⑩生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労支援による経済的自立や健康管理支援事業による日常生活や社会生活の自立に向けた支援に取り組めます。新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者からの相談が増加しており、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、増加する外国人からの相談に対応するため、タブレット端末によるビデオ通訳等を活用します。また、ひきこもりなど生きづらさを抱える方に対して関係機関との連携を強化し、アウトリーチ手法等を用いた自立支援を促進します。さらに、市町における自立相談支援体制の機能強化を支援するとともに、自立相談支援機関の支援員等の資質向上研修や取組事例などの情報提供を行います。
- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、身近な地域におけるユニバーサルデザインの取組を進めます。また、コロナ禍において、接触機会の低減が求められる中、動画や展示を用いた啓発に取り組めます。
- ⑫「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証についての普及啓発を行い、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援などを行います。
- ⑬県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促すとともに、県主催により沖縄「三重の塔」での慰霊式を継続し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承していきます。

\* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。



【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、副指標については目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,644人	1,787人 1,757人	0.98	1,901人		2,128人
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）					
3年度目標値の考え方	グループホームの主な利用者である知的障がい者および精神障がい者の利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえ、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	13,437人	14,017人 14,646人	1.00	14,726人		16,143人
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	—	70人 96人	1.00	70人		70人

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	15,646	17,709	17,609		
概算人件費		601			
(配置人員)		(66人)			

### 令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、平成30年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。今後は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による社会の変化に対応した日常生活や社会生活を安心して送ることができるよう、障がい者の特性に配慮した支援を行う必要があります。
- ②障がい者の地域移行・地域生活支援を進めるため、グループホームの整備を支援するとともに、新たに創設された重度の障がい者への支援を可能とする、日中サービス支援型グループホームが、地域生活を支えるサービスとして運営されるよう、活動状況の報告や地域の協議会での評価等に係る手続きについて協議を行いました。引き続き、重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、障がい福祉分野の人材確保及び定着を図るため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減に資するロボット等の導入を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、障害福祉サービス事業所等が感染防止対策を徹底しサービスを継続して提供するために必要な経費を支援するとともに、障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の中で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。引き続き、感染防止対策に取り組む障害者支援施設等を支援する必要があります。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターを養成するとともに、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の推進等の多職種連携・人材育成に取り組みました。引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備に取り組む必要があります。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家を派遣するとともに、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口\*の取組を支援しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるイベントの中止に伴う対面販売機会の減少や経済活動の縮小等により、事業所の生産活動収入の減少や、事業所利用者の工賃及び賃金の減少等の影響があることから、事業所の受注拡大及び事業所利用者の工賃等の向上に取り組む必要があります。また、障害者優先調達推進法に基づく令和2年度調達方針を策定し、前年度目標額に対して3,000千円上乗せした78,000千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組みました。引き続き、障がい者の働く場の拡充や工賃向上等の取組を進める必要があります。

- ⑤農福連携では、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口の整備や、オンラインによる農業ジョブトレーナー\*の育成研修（3回）の開催支援、農業経営体等における施設外就労の実証（2地域）などに取り組むとともに、ノウフク商品の販路拡大に向けた農福連携マルシェ（4回）を開催しました。また、農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、農福連携の取組を地域に定着させ、拡大を図っていくため、コロナ禍における好事例で生まれた新たな価値について情報共有するオンラインセミナーを開催しました。さらに、地域若者サポートステーションと連携し、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、農業就業に向けたプログラムの作成や就農体験などに取り組みました。林福連携では、福祉事業所を対象として、林業事業体等との連携に向けた勉強会を開催（1回）するとともに、木工分野で講師派遣による技術指導等に取り組んだほか、苗木生産分野で林業事業体とのマッチング（2件）等を行いました。水福連携では、福祉事業所の職員等を地域における水福連携の推進を担う指導者として育成するための養成研修（2名）や、水産・福祉関係者の意見交換会（1回）を行い、地域が主体となって水福連携を推進する体制づくりに取り組みました。引き続き、障がい者等の就労機会の拡大に向け、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、関係者が一体となって、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展をサポートするとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化する必要があります。
- ⑥自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修（相談支援従事者研修：93人修了、サービス管理責任者等研修：478人修了）を実施し、人材育成を図りました。また、令和2年度より研修の実施・運営を外部委託し、研修の質の確保や研修機会の拡大を図ることで、人材育成による相談支援の質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、令和2年度の研修の実施及び運営の外部委託の実施結果を検証し、令和3年度以降の研修の実施及び運営の改善につなげていきます。
- ⑦精神障がい者の地域移行・地域生活を支援するため、ピアサポーター\*による長期入院患者との交流や退院後の不安軽減の取組を進めるとともに、鈴鹿・亀山圏域および津圏域に加え伊賀圏域においてもアウトリーチ\*事業を実施しました。今後も「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\*」の構築に向け、地域移行・地域支援の取組を一層進める必要があります。また、アルコール健康障害について、治療拠点機関と専門医療機関との連携による人材育成研修を実施するとともに、ギャンブル等依存症に関する治療拠点機関と専門医療機関をそれぞれ2か所、薬物依存症に関する治療拠点機関を1か所設置しました。引き続き、依存症対策を総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- ⑧「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組みました。また、障がい者差別解消専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図っています。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて情報共有や検証を行い、関係機関と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。引き続き、条例の普及啓発を進めるとともに、障がいを理由とした差別の解消のための体制整備や相談事例等の検証を進めていく必要があります。

- ⑨障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修（307人受講）を実施するとともに、専門家チームの活用により助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行いました。引き続き、障がい者虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。
- ⑩「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座（10回、213人受講）や、県職員や市町担当者等に対する手話研修（5回、43人受講）などの取組を進めました。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑪障がい者の社会参加の促進を図るため令和2年9月に「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、「三重県障がい者芸術文化祭」（766人参加）を開催するとともに、事業所等に対する相談支援を行うためのアートサポーターの登録（13人）を行いました。また、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室などの取組を進めました。引き続き、生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めていく必要があります。今後は、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組んでいく必要があります。

・「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）」に基づき、グループホームの施設整備に対する支援や障がい者の相談支援を行い、障がい者の地域移行に取り組みましたが、主指標の目標を達成できませんでした。障がい者が地域で安心して生活することができるよう、引き続き支援を行うとともに、特に重度の障がい者の地域移行について、日中サービス支援型グループホームや重度訪問介護などのサービスを充実していく必要があります。

**令和3年度の取組方向** 【子ども・福祉部 副部長 中村 徳久 電話:059-224-2317】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、新型コロナウイルスの感染防止対策、Society5.0\*、DX\*、SDGs\*等の視点を取り入れつつ、多様性を認め合い、生きがいおよび安心を実感できる共生社会づくりのための障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスの確保を図るとともに、令和3年度社会福祉施設等整備方針に基づき、グループホームや日中活動の場等の整備促進に取り組みます。また、障害者支援施設等において新型コロナウイルスの感染防止対策などに適切に対応し、利用者に対するサービスが継続できるよう、必要な支援を行います。さらに、障がい福祉分野の人材確保に取り組むとともに、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減と新型コロナウイルス感染症対策を進めるためのロボット等導入やICT導入に対する支援に取り組みます。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズチーム機能の推進等の多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、民間企業への営業活動の強化や啓発等により受注拡大を促進します。ICT等を活用しWeb上に非対面・非接触による業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットを新たに形成するとともに、発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを設置し、福祉的就労事業所への発注の拡充を目指します。また、障害者優先調達推進法に基づく令和3年度調達方針を策定し、調達目標額達成のために各部局と連携し、発注内容の切り分けや新たな発注の開拓など発注内容の多様化を進め、一層の調達拡大を図ります。

- ⑤障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携全国都道府県ネットワークや民間協議会と連携して、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、農林水産事業者等における施設外就労を促進するなど、障がいの就労機会の拡大に取り組みます。また、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、就農体験やインターンシップを受け入れる仕組みづくりなど、農作業を通じた就労・社会参加支援の取組を進めます。(みんつく予算)(一部)
- ⑥障がいの地域生活を支援するため、専門的・広域的な相談支援を地域の相談支援と連携して行うことで、市町における相談支援提供体制の強化を図ります。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づく研修の実施や、基幹相談支援センターの設置と機能強化により、地域における人材育成体制づくりを推進し、相談支援専門員の人材育成と相談支援の質の向上に努めます。
- ⑦「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。また、令和3年度末をもって計画期間を終了する「三重県アルコール健康障害対策推進計画」について、次期計画を策定するとともに、ギャンブル等依存症について、対策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)」を策定します。
- ⑧障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や障がい者理解の促進に向けた取組を進めるとともに、専門相談員による相談対応を行い、助言やあっせんの申し出があった場合には紛争の解決を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、「三重県障がい者差別解消支援協議会」において情報共有、検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。
- ⑨障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障害者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し再発防止に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ⑩誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげるため、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した新たな意思疎通手段の利用促進に努めるとともに、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及啓発等を行います。
- ⑪三重とこわか大会が開催されることを契機ととらえ、障がいの社会参加のさらなる促進を図るため、令和2年度に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な発表機会の創出やアートサポーターを活用した当事者・事業所等に対する相談支援等を行うとともに、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室の開催など、障がい者が生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めます。

\*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。



【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成し、副指標も概ね目標を達成できたため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	14市町	20市町 26市町	1.00	23市町		29市町
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数					
3年度目標値の考え方	早期に全市町で児童虐待の早期対応力強化が図られることをめざし、子ども家庭総合支援拠点の設置状況、スーパーバイザーやアドバイザーの活用状況をふまえ、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業	11事業 12事業	1.00	12事業		16事業
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	29.4%	30.0% 28.8%	0.96	31.0%		35.0%

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,017	4,632	4,924		
概算人件費		1,303			
(配置人員)		(143人)			

### 令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所でA Iを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては、組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒して実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」を実施(21市町25回)し、これまでに9市町において設置されました。今後も拠点の早期設置に向けて、引き続き個別の相談会や研修会などを実施する必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(9市町13回)や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(4市町14回)を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- ④「三重県社会的養育推進計画\*」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング\*機関を県内に2か所設置(北勢・伊賀)するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動(24回)、登録前研修などの研修(24日間)、里親交流会等の訪問等支援(81回)などを行った結果、養育里親の新規登録者は20組となりました。また、子どもの権利擁護の観点から、アドボカシー\*の取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、子どもの権利擁護の取組をさらに進める必要があります。

⑤児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（5施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。また、感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援する必要があります。

・市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣し、協議会の機能や体制の強化を図るとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。また、市町の子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて助言を行うため、子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業を実施し、市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、「主指標」の目標を達成できました。

**令和3年度の実績** 【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話 059-224-2317】

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメント\*のさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツール\*の精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ②令和4年度までに全市町で「子ども家庭総合支援拠点」が設置されるよう、個別の相談会や研修会などを実施し、昨年度の「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」の成果を踏まえ、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けた取組を進めます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。
- ④「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。さらに、これまでの児童養護施設入所児童に加え、新たに里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。加えて、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援担当職員を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

\* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標の一部を達成したこと、新型コロナウイルスの影響等をふまえた新たな事業展開を図ったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	/	8.1%	1.00	9.8%	/	11.2%
	7.6%	9.4%		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部雇用対策課実施）において、育児休業を取得した男性従業員の割合					
3年度目標値の考え方	「男性の育児休業取得率」について、「第二期子どもスマイルプラン」における最終年度（令和6年度）の数値目標を13%とし、この目標達成に向けて令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	/	105 企業・団体	1.00	125 企業・団体	/	160 企業・団体
	—	114 企業・団体		/	/	
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	/	11市町	0.45	17市町	/	29市町
	4市町	5市町		/	/	

「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	0.70	140 企業・団体		180 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	186	226	366		
概算人件費		73			
(配置人員)		(8人)			

### 令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランに基づき、さまざまな主体と協創し、「縁」を育みながら取組を進めるため、企業、団体および関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成や、Webサイトの活用をはじめとした情報発信を行いました。また、国が推進する「少子化対策地域評価ツール」を活用したモデル事業に参画し、県内3市町における少子化対策に向けた地域特性の分析や対応策の検討等を支援しました。  
しかし、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化するなか、令和2年の三重県の出生数（速報値）は令和元年より減少し、また将来の出生数に影響する妊娠届出数、婚姻数も減少していることから、県民の結婚や出産等にかかる理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されます。
- ② 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながる取組の検討に着手しました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」（令和2年度相談件数：1,256件）に取り組みました。さらに、有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。今後は、令和3年度に施行10周年となる「三重県子ども条例」の基本理念がより広く県内に浸透するよう取り組みます。また、コロナ禍における「みえの子ども応援プロジェクト」の取組手法等の検討を進めるとともに、関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- ③ コロナ禍において、集合研修が困難となったことから、Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」を開設するとともに、基本的な生活習慣の大切さを学ぶ「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」をオンラインにより開催しました。一方で、保護者のつながりを築き孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、参加者を集めることが困難であり、新たに実施したのは1市にとどまりました。今後は、感染症の感染防止対策を徹底した「みえの親スマイルワーク」の実施が求められるとともに、「みえ家庭教育応援プラン」の改定に取り組む必要があります。

④「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」において「新しい生活様式での子育ての工夫等」をテーマにした写真等の募集・表彰（応募件数：1,350件）を行うとともに、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、NEXT親世代\*である高校生と知事とのトークを新たに実施するなど、男性の育児参画の推進に取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを試行しました。引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、「男性の育児参画の質の向上」を図る必要があります。

「みえの育児男子プロジェクト」を通じた普及啓発等の取組の結果、主指標および副指標の一部については目標を達成できました。一方で、残る副指標については、予定していたイベントや講座等の開催が制限されたため、いずれも目標を達成することができませんでしたが、コロナ禍をふまえて「家庭教育応援Web講座」の開設や、国の「少子化対策地域評価ツール」モデル事業による市町の少子化対策の検討等の支援など、新しい事業展開を進めることができました。引き続き、県をはじめとするさまざまな主体が連携して、「新しい生活様式」をふまえた少子化対策の取組を進め、社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する気運醸成に一層取り組んでいく必要があります。

#### 令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話 059-224-2317】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、第二期子どもスマイルプランに掲げる目標達成に向けて、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等からご意見をいただきながら、各取組についてPDCAサイクルに基づき進行管理を行います。また、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やWebサイトによる情報発信を進めます。さらに、国の地域少子化対策重点推進交付金をはじめとした施策の活用を進めるとともに、地域における少子化対策の取組が推進されるよう、市町と連携して国の交付金等を活用した事業に取り組むなど、地域の実情に応じた支援を行います。
- ②「三重県子ども条例」施行10周年を機に、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施します。さらに、子どもの「生き抜いていく力」を育むとともに三密を避けることにもつながる野外体験保育の普及を関係機関と連携して進めます。加えて、三重県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施するとともに、青少年のWebやSNS等の適正利用が進むよう啓発動画の作成や出前講座による活動を進めます。
- ③「みえ家庭教育応援プラン」について、策定から5年が経過していることから、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて改定に向けた検討を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりを作るためのワークショップを開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図ります。

- ④「パートナーとともに行う育児」を実現するため、「みえのイクボス\*同盟」加盟企業や市町等と連携し、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高いNEXT親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、育児参画に関する普及啓発に取り組めます。

\*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標値を達成し、副指標についてもほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
母子保健コーディネーター養成数（累計）	169人	190人 194人	1.00	220人		270人
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数					
3年度目標値の考え方	市町において母子保健を担当している保健師が母子保健コーディネーターとして従事可能となるよう令和5年度の目標値を270人とし、目標達成に向けて毎年度着実に養成していくことをめざし、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	25 企業・団体	31 企業・団体 32 企業・団体	1.00	39 企業・団体		64 企業・団体
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	51.0% 49.8%	0.98	54.0%		60.0%

産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22 市町	1.00	25 市町		29 市町
	19 市町	24 市町				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	962	1,658	1,346		
概算人件費		82			
(配置人員)		(9人)			

### 令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①保健指導等に携わる支援者などを対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」(参加者 484 人)を開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、これまでの電話相談に加えて、SNS相談窓口を開設しました(電話相談：165 件、SNS相談：146 件)。今後も、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談しやすい体制を強化する必要があります。
- ②平成 26 年度に「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する人に対する相談のほか、市町や出会い応援団体等と連携した出会いの場の創出等に取り組んできました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、センターにおいて、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少する中、引き続き結婚を希望する方のニーズに応じ、丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。
- ③これまでの特定不妊治療費等の助成に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への治療費助成を行うなど経済的支援を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて令和2年9月から第3火曜日に加え、第1火曜日にも相談時間を延長して不妊に悩む方の相談対応を行うなど精神的支援を実施しました。また、これまで全国に先駆けて導入した男性不妊治療費助成や、不育症治療等への県独自の助成など、不妊に悩む夫婦への経済的支援に取り組んできましたが、不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度をふまえ、低所得者の経済的負担軽減を軸とした支援から、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援へと転換を図り、県の助成制度における所得制限の撤廃など、不妊に悩む方に寄り添った支援に取り組みました。今後も不妊に悩む方に寄り添い、より当事者目線での支援が必要です。
- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、令和2年10月に講演会(参加者 88 名)を開催するとともに、県内企業の取組事例などを紹介し、両立できる職場づくりのポイントなどを学ぶため、令和3年1月にセミナー(参加者 53 名)を開催しました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、令和3年3月に不妊症サポーター養成講座を開催し、35 名をサポーターとして認定しました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。

- ⑤小児・思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療\*に対する助成（6件）を実施しました。引き続き、小児・思春期・若年のがん患者の希望がかなえられるよう支援する必要があります。
- ⑥「出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)\*」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会（3回、延べ102人受講）、母子保健コーディネーターの育成（25人）を行いました。また、県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の1歳6か月児健診マニュアルを作成しました。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身の健康や新生児等の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました（9名）。今後も産後ケア事業等に取り組むとともに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。
- ⑦予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して死因を究明し、その予防策や今後の予防可能な子どもの死亡検証（CDR）の在り方を検討しました。

・市町の相談窓口において、妊産婦やその家族等のニーズ把握、アセスメントを行い、適切な情報提供や関係機関等との連携を通じて、課題解決のための効果的な支援体制をコーディネートするために必要な研修となるよう内容について十分検討するとともに、新型コロナウイルス感染症への影響からオンラインを取り入れた形態に変更するなどして開催方法を工夫して実施した結果、「主指標」の目標を達成できました。

**令和3年度の取組方向** 【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、ライフプラン教育に携わる養護教諭や保健師等を対象とした研修会や講演会を開催するとともに、パンフレットやWebコンテンツを提供するなど普及啓発に取り組みます。また、今後も、思春期の性の悩み、予期しない妊娠や妊婦健診未受診などで妊娠に悩みを抱える若年層を支援するため、SNS等を活用した相談しやすい体制の強化に取り組みます。（みんつく予算）（一部）
- ②コロナ禍においても、結婚を望む方に対して安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う新たな生活様式に応じた出会いイベントの開催等を支援するとともに、これらの団体等が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。
- ③国において検討されている不妊治療の保険適用の動向を注視しながら、引き続き、不妊治療費等の助成を行います。また、不妊に悩む方に広く寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減するために、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、ピアサポーター\*を養成し、身近な地域でも相談等の支援が受けられる体制を整備します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。

- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、労使や医療関係者等と連携して治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を図るとともに、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ⑤小児、思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、国が創設する助成制度を活用しつつ、妊孕性温存治療に対する助成を行います。
- ⑥県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成および県内統一の3歳児健診マニュアルの作成に取り組むとともに、「子育て世代包括支援センター」の運営機能の充実や各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行います。
- ⑦予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

\* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策233

子育て支援と幼児教育・保育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	保育所等の定員が増加しており、待機児童数は減少傾向にあるものの、主指標、副指標ともに目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数	/	0人	0.00	0人	/	0人
	81人	50人		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数					
3年度目標値の考え方	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」に基づき、県内市町が作成した同プラン実施計画においても、令和3年4月1日時点で待機児童を解消する計画となっているため、令和3年度の目標値を0人としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	/	6,000人	0.48	8,000人	/	11,000人
	4,163人	5,049人		/	/	
放課後児童クラブの待機児童数	/	37人	0.56	19人	/	0人
	55人	66人		/	/	

子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11 市町	0.82	13 市町	22 市町
	8 市町	9 市町			
「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		58.5%	1.00	61.0%	67.5%
	57.4%	59.4%			

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	21,999	26,531	25,188		
概算人件費		1,712			
(配置人員)		(188人)			

### 令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和元年度に策定した第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画\*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- ②待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（15市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（606件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、92人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、75人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規28人、継続29人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（6ヶ所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。

さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15回、修了者886人）を実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、処遇改善にかかる要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（8回、218人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。
- ③病児・病後児保育\*事業の施設整備（2市2施設）および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。

- ④県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和2年度は幼稚園、保育所、認定こども園の82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。
- ⑤放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者224人）や初任者研修（修了者77人）、資質向上研修（修了者117人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- ⑥個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度\*に移行した私立幼稚園は、60園のうち36園となりました。令和2年7月に実施した意向調査によると、残りの24園において現時点で明確に新制度への移行を希望している園はありませんでしたが、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- ⑦幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤がぜい弱な子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援しました（25団体）。また、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるができるよう地域資源を活用し、支援を必要としている人が気軽に参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- ⑨「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。
- ⑩「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を進める市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。
- ⑪ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で利用できるよう働きかける必要があります。

⑫県立高校の授業料に充てる就学支援金について、29,882人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,467人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒355人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象にするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。

⑬小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が令和元年度の小学校25市町、中学校27市町から、令和2年度は小学校、中学校ともに27市町となりました。

⑭私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(13法人)に対する助成や就学支援金(10,050人)および奨学給付金(1,141人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

⑮県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました(5回開催)。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

・保育士不足が大きな要因となり「主指標」は目標を達成することができませんでした。しかし、待機児童数は減少傾向にあるとともに、保育所や認定こども園の整備等に取り組み、保育の受け皿である定員については57人増加させることができました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに注力するなど、保育士の確保を図る必要があります。

### 令和3年度 of 取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

①第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策についても、適切に対応できるよう必要な支援を行います。

②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、今後はオンラインを活用するなどして、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。

- ③ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- ⑥私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑦新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- ⑧身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
- ⑨ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ⑩ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- ⑪高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、非課税世帯第1子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯も給付対象とします。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し市町教育委員会と共有のうえ、対応を検討するとともに、「新入学学用品費等」の入学前支給については、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に対する財政支援等の動向に係る情報提供を行い、早期支給を働きかけていきます。

⑫家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。

⑬県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

\* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

## 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
- 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
- 行政運営○ : 第3章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。
- 第4章 : 第4章に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
CLM（Check List in Mie）	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなろ学園）が開発したアセスメントツール。	233
DWAT（ディーワット）	（Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム）災害時に避難所で生活をおくる高齢者や障がい者等（要配慮者）の福祉ニーズへの確に対応し、要配慮者の状態悪化を防止するため、福祉専門職等で構成された災害派遣福祉チーム。	第1章 131
DX	進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。	第1章 113 124 132 251 255 311 322 323 331 行政運営2 行政運営6 行政運営7 第4章
NEXT親世代	高校生、大学生及び若手社会人など、近い将来子育て世代となる世代	第1章 231 第4章
SDGs	「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念としている。	第1章 132 151 152 153 252 255 311 行政運営1 第4章
Society 5.0	「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において初めて提唱された。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義している。	第1章 132 152 222 251 255 323 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援等を提供すること。	第1章 131 132
アドボカシー	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁すること。	第1章 133 第4章
イクボス	職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司（経営者、管理職等）のこと。	第1章 231 第4章
か行		
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	132
子ども・子育て支援新制度	すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域子育て支援の「質」「量」の拡充を図るため、市町村を実施主体として事業を推進し、社会全体で子ども・子育て家庭を支える制度。平成27年4月から本格施行。	233
さ行		
出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	232 第4章
な行		
ニーズアセスメントツール	児童虐待のケースのうち、一時保護し、家庭復帰となるケースについて、的確な在宅支援を行っていくための判断基準。	133 第4章
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。	123 232 第4章
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	132
は行		
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることなどで、回復を支援するサポーターのこと。	第1章 132 232 第4章
病児・病後児保育	保護者が、仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中(病児)や病氣回復期(病後児)にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的に保育すること。	233
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	第1章 133 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ま行		
三重県子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	233
三重県再犯防止推進計画	再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項を定めた計画。	131
三重県社会的養育推進計画	改正社会福祉法に基づき取りまとめられた提言「新しい社会的養育ビジョン」の理念を具現化した都道府県が定める計画	133 第4章
三重県地域福祉支援計画	地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項などを定め、市町における地域福祉が推進されるよう、市町の取組を支援していくことを内容とする計画。	第1章 131
みえの育児男子プロジェクト	「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。	第1章 231 第4章
ら行		
リスクアセスメント	児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護の検討の要否についての判断などにかかる一連のプロセス。	第1章 133 第4章